

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 6 月 21 日 (火) 第3222号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (※)	(生活衛生課取扱い) 1
告 示	
○肥料の登録	(食の安全推進課取扱い) 1
○土地改良区の役員の就退任の届出	(農地整備課取扱い) 2
○県営土地改良事業の換地計画の決定	(農地整備課取扱い) 2
○基本測量の実施 (2 件)	(監理課取扱い) 2
○公共測量の終了 (4 件)	(監理課取扱い) 3
○都市計画道路の変更案の縦覧 (3 件)	(都市計画課取扱い) 3
公 告	
○落札者等の公告	(税務課取扱い) 5
○開発行為に関する工事の完了公告 (2 件)	(建築課取扱い) 5
選挙管理委員会規則	
○鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則 (※)	(選挙管理委員会取扱い) 6
公安委員会規則	
○風俗環境保全協議会に関する規則 (※)	(生活安全企画課取扱い) 7
公安委員会告示	
○遊技機の型式の検定の告示	(生活安全企画課取扱い) 7
正 誤	
○鹿児島県公報第3215号の 2 (平成28年 5 月 27 日付け) の一部訂正 (※)	(職員課取扱い) 8

規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第34号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則 (昭和42年鹿児島県規則第35号) の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 2 項 中 「職業能力開発促進法施行令 (昭和44年政令第258号) 別表第 1」を「職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号) 別表第11の 3 の 3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第618号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により，次のとおり肥料の登録をした。
平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1324号	平成28年6月9日	平成31年6月8日	混合有機質肥料	マルニ有機入り肥料2号	窒素全量 2.5 りん酸全量 4.5 加里全量 1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志志布志3309番地

鹿児島県告示第619号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，蓬原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
監事 野口 春男 志布志市有明町原田1844番地
(任期 平成28年5月14日から平成31年3月27日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
監事 河原橋和典 志布志市有明町蓬原1073番地 8

鹿児島県告示第620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手支援型，一般）第二当部地区の換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年6月22日から同年7月20日まで
- 3 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第621号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 2 作業の期間 平成28年6月13日から平成29年3月31日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市

鹿児島県告示第622号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（高度地域基準点測量）
- 2 作業の期間 平成28年 6 月 20 日から平成29年 3 月 10 日まで
- 3 作業の地域 出水市

鹿児島県告示第623号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、阿久根市長から平成28年 3 月 8 日鹿児島県告示第202号で告示した公共測量の実施は、平成28年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第624号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から平成27年 8 月 28 日鹿児島県告示第793号で告示した公共測量の実施は、平成28年 3 月 25 日終了した旨の通知があった。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第625号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から平成27年 9 月 4 日鹿児島県告示第820号で告示した公共測量の実施は、平成28年 3 月 25 日終了した旨の通知があった。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第626号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から平成27年 9 月 4 日鹿児島県告示第821号で告示した公共測量の実施は、平成28年 3 月 25 日終了した旨の通知があった。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第627号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 加治木都市計画道路
 - (2) 名称 1・4・1号加治木隼人線
3・3・1号加治木北大通線
3・4・3号加治木大通線

- 3・4・4号岩原通線
- 3・5・5号天神通線
- 3・6・10号護国神社港線
- 3・6・14号端山通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
 - 3・5・5号天神通線
 - 始良市大字加治木町本町の一部廃止する部分
 - 3・5・5号天神通線
 - 始良市大字加治木町朝日町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課並びに始良市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間及び時間
平成28年 6 月 21 日から同年 7 月 5 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

鹿児島県告示第628号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 蒲生都市計画道路
 - (2) 名称 3・6・2号中原線
 - 3・6・3号上久徳線
 - 3・6・4号中央線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更なし
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課並びに始良市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間及び時間
平成28年 6 月 21 日から同年 7 月 5 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

鹿児島県告示第629号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 始良都市計画道路

- (2) 名称 3・4・2号重富停車場線
 3・5・5号帖佐駅三拾町線
 3・5・6号錦原線
 3・5・7号楠元線
 3・4・12号松原線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 変更する部分
 3・5・7号楠元線
 始良市大字平松字平松原及び字原口原の各一部
 廃止する部分
 3・5・7号楠元線
 始良市大字平松字京田原, 字北村園, 字六ヶ所前, 字桑原, 字一町田及び字大緑の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 鹿児島県土木部都市計画課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課並びに始良市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間及び時間
 平成28年 6 月 21 日から同年 7 月 5 日までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30分から午後 5 時 15分まで

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
滞納整理支援システム構築業務
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年 4 月 14 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社鹿児島支店
鹿児島市山之口町3番31号
- 5 随意契約に係る契約金額
37,800,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第2号該当
.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は, 完了した。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
出水市黄金町484番2, 484番3, 485番, 486番, 487番, 488番, 489番, 490番, 519番の
-

- 一部、539番、540番、541番、542番、543番、544番、545番及び546番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
新潟市南区清水4501番地1
株式会社コメリ
代表取締役 捧雄一郎
-

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市国分上小川字池ノ上1427番1、1428番1及び1429番1
- 2 公共施設の種類、位置及び区域
道路 霧島市国分上小川字池ノ上1427番1の一部、1428番1の一部及び1429番1の一部
公園 霧島市国分上小川字池ノ上1427番1の一部及び1428番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市国分上小川811番地3
有限会社ニュータウン
代表取締役 山下敏哉

選挙管理委員会規則

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月21日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会規則第2号

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成6年鹿児島県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式その1備考4(2)中「15,300円」を「15,800円」に改める。

別記第5号様式その1備考4(2)イ中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同様式その1備考4(2)ロ中「365,000円＋4円88銭」を「375,500円＋5円2銭」に改め、同様式その2備考4(2)イ中「301,875円＋510円48銭」を「310,500円＋525円6銭」に改め、同様式その2備考4(2)ロ中「557,115円＋26円73銭」を「573,030円＋27円50銭」に改める。

別記第6号様式その1（別紙）その2中「15,300円」を「15,800円」に改め、同様式その2（別紙）備考1(1)中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同様式その2（別紙）備考1(2)中「365,000円＋4円88銭」を「375,500円＋5円2銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2(1)中「301,875円＋510円48銭」を「310,500円＋525円6銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2(2)中「557,115円＋26円73銭」を「573,030円＋27円50銭」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された鹿児島県議会議

員又は鹿児島県知事の選挙については、なお従前の例による。

公安委員会規則

風俗環境保全協議会に関する規則をここに公布する。

平成28年6月21日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第16号

風俗環境保全協議会に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条の4、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第110条及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鹿児島県条例第50号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）の設置、その委員の定数、任期その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 条例第19条に規定する地域のうち、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業に関し、当該地域における良好な風俗環境の保全に対するこれらの営業による悪影響を排除するために必要があると認める場合に、その地域ごとに協議会を置く。

（委員）

第3条 各協議会の委員の定数は、委員15人以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 公安委員会は、委員が心身の故障のため職務の遂行に支障があると認める場合若しくは職務を怠ったと認める場合又は委員に委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを解囑することができる。

（会長）

第4条 協議会に会長を置き、会長は、警察署長を除いた委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、協議会を置く地域を管轄する警察署において処理する。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第67号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和

60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年6月21日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR 仄暗い水の底から FPMZ	株式会社藤商事	6P0485
ぱちんこ遊技機	CR 仄暗い水の底から FPLZ	株式会社藤商事	6P0514
ぱちんこ遊技機	CR プロジェクト TK-PP2-Y	株式会社サンセイアールアンドディ	6P0483
回胴式遊技機	ウィッチマスター / FF	山佐株式会社	6S0303
回胴式遊技機	天下布武 3 / ZZ	山佐株式会社	6S0492

正 誤

平成28年5月27日付け鹿児島県公報第3215号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	9	訂正箇所	下から1行目	誤	室長補佐」に、「おおすみ及びくろしおの船長」を「くろしおの船長」に改める。
				正	室長補佐」に、「おおすみ及びくろしおの船長」を「くろしおの船長」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。